

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.044

処 分 名	仮設建築物の建築許可
処 分 の 概 要	安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合、期間を定めて仮設建築物の建築の許可を行います。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 5 項
審 査 基 準	許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「安全上、防火上及び衛生上支障がない」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 9 月 25 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ 申請手数料：一件につき 120,000 円

■ 建築基準法

第八十五条

5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二及び第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋